

こちら消防



火災から命と森林を
守りましょう

山陽消防署(☎71-1900)

冬の寒さも和らぎ、あちらこちらで梅の花が咲き始めるなど、春の訪れを感じるころとなりました。それにあわせて、空気も非常に乾燥し、海外では何日も続く大火災が発生し、多くの尊い命が奪われています。

これから先、野山の行楽シーズンを迎え、屋外で火を使う機会も多くなります。海外での悲惨な出来



事を“対岸の火事”と思うことなく、火の取扱いには細心の注意を払い、私たちの大切な命、そして森林資源を守りましょう。

「見直そう 森の恵みと 火の始末」

(平成 21 年 全国山火事予防運動統一標語)



山火事を防ぐため、
次のことを守りましょう。

- 枯れ草等のある火災の起こりやすい場所では、たき火をしない。
- たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する。
- 強風時や乾燥時には、たき火・火入れをしない。
- たばこは指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てない。
- 火遊びはしない。

税金 あれこれ

ご存じですか？「医療費控除」

現在、各申告会場で確定申告の相談が行われています。そこで今回は、医療費控除についてよくお問い合わせいただく事項についてお答えします。

問 10 万円を超えて支払った医療費が戻ってくるの？

答 医療費控除は「所得控除」ですので、支払った医療費が戻ってくるわけではありません。所得税が源泉徴収されている場合に、他の所得控除に医療費控除を合算して再計算した所得税額と、源泉徴収された所得税額との差額が還付されます。

問 医療費が年間 10 万円以上でないと、控除は受けられないの？

答 医療費が 10 万円を超えていなくても、所得が少ない人の場合は、医療費控除を受けることができます。(年間医療費のうち、「10 万円」または「合計所得額の 5%」のいずれか少ない方の額を超える額が控除の対象になります。)

問 本人あての領収書でないと、医療費控除は受けられないの？

答 本人あての領収書でなくても、生計を同一にしている親族の医療費の領収書であれば、合算して医療費控除を受けることができます。なお、ご本人かご親族かにかかわらず、医療の内容によっては控除の対象にならない場合があります。



● 問い合わせ先 税務課 市民税係 (☎ 82-1125)



自治基本条例とまちづくり (最終回)

今回はこの条例の見直しについて考えてみたいと思います。まだできていない条例について見直しを論じることは気が早いのですが、この条例は「育てる条例」として位置づけている限りは、育てる＝定期的な見直しは避けて通れない要請であると考えています。

時代経過による条例の形骸化を防止し、市民がこの条例に意義と関心を持ち続けていただくためには、期待通り作用しているかどうか検証する必要があります。手法としては、本条例の下に施行規則を制定し、具体的な実施状況の把握や自治基本条例審議会への調査諮問方法および市民への公表方法などの検証手続きを定めておく必要があります。先進地の事例では、本文の中で「市長は 4 年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要な場合は市議会に提案しなければなりません。」または「市は一定の年数を超えない期間ごとに、この条例を見直すものとします。」と規定し、条例の見直しの可能性を保障しています。

これから誕生が待たれる自治基本条例は、山陽小野田市の最高規範として位置づけられるものです。そのため、市民、議会、市長と、市長を補助する職員の四者は、この条例に基づいてそれぞれの役割を担い、連携してまちづくりを進めていくことが求められます。



秘書行革課 (☎ 82-1135)